

防監第86号  
27.3.31  
改正 防監第227号  
27.10.15

総務課長

殿

統括監察官

防衛監察監  
(公印省略)

特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施について（通達）

標記について、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）第60条の規定に基づき別添のとおり定め、平成27年4月1日から施行することとしたので、これにより実施されたい。

添付書類：特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施要領  
関連文書：防防調第5467号（27.3.27）

## 特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、防衛監察本部における特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に必要な細部事項を定めるものとする。

### 第2 適性評価実施担当者の指名

防衛監察監は、適性評価実施担当者を、副監察監及び総務課に所属する者の中から、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令の運用について（防防調第18144号。26.12.10。以下「通達」という。）付紙第1号様式により指名するものとする。

### 第3 名簿の提出

- 1 総務課長又は統括監察官は、自ら又は自らの監督下にある職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせるために適性評価を実施する必要があると認めるときは、候補者名簿を、事務官等、陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官ごとに作成して防衛監察監（統括監察官にあっては、総務課長気付）に提出するものとする。
- 2 前項に規定する候補者名簿の提出を受けた総務課長は、当該候補者名簿が事務官等に係るものであるときは、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号。以下「訓令」という。）第8条第1項に規定する事務を実施するものとし、当該候補者名簿が、陸上自衛官、海上自衛官又は航空自衛官に係るものであるときは訓令第7条第1項に規定する事務を実施するものとする。
- 3 総務課長又は統括監察官は、候補者名簿に記載した事項を変更する必要があるとき（評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったときを含む。）は、速やかにその旨を防衛監察監（統括監察官にあっては、総務課長気付）に通知するものとする。
- 4 防衛監察監、副監察監及び監察官に係る候補者名簿に関する事務は、総務課長が実施するものとする。

### 第4 名簿の承認

総務課長は、第3第2項に規定する事務に係る訓令第8条第1項に規定する防衛大臣の承認又は不承認について、候補者名簿を提出した統括監察官に通知するものとする。

### 第5 評価対象者に対する告知

適性評価実施担当者は、訓令第9条の規定に基づき告知書の交付を実施するとともに、通達第2章第3第1号に規定する書類の交付を実施するものとする。

## 第6 評価対象者の同意等

適性評価実施担当者は、訓令第10条第1項の規定に基づき同意書の提出を受けた後に調査を開始するものとする。ただし、質問票及び資料の提出については、同意書と同時に提出を受けることを妨げない。

## 第7 評価対象者の不同意等

- 1 適性評価実施担当者は、訓令第11条第1項に規定する不同意書の提出を受けたときは、その旨を適性評価実施責任者を経て防衛大臣に報告するものとする。
- 2 総務課長は、評価対象者の同意を得られなかったことにより適性評価を実施しなかったときは、必要に応じ、その旨を統括監察官に通知するものとする。

## 第8 評価対象者の同意の取下げ

- 1 適性評価実施担当者は、評価対象者から同意の取下書の提出を受けたときは、当該評価対象者に関する適性評価の手続を直ちに中止し、同意の取下書の提出を受けたこと及び適性評価の手続を中止したことを適性評価実施責任者を経て防衛大臣に報告するものとする。
- 2 前項に規定する報告を行った適性評価実施担当者は、訓令第12条第3項の規定に基づき「適性評価結果等通知書（本人用）」の交付を実施するものとする。
- 3 総務課長は、第1項の規定に基づき適性評価の手続を中止したときは、必要に応じ、その旨を統括監察官に通知するものとする。

## 第9 評価対象者による質問票の提出等

適性評価実施担当者は、適性評価の実施に同意した評価対象者に対し、訓令第13条第1項に規定する「質問票」の提出を求めるものとする。この場合において、適性評価実施担当者は、調査のために必要な範囲で、旅券の写しその他の資料の提出を併せて求めることができる。

## 第10 調査票の提出等

原則として、訓令第14条第1項に規定する「調査票」については、総務課については総務課長、統括監察官付については統括監察官が適性評価実施担当者に提出をするものとする。

## 第11 適性評価実施担当者証の携帯等

適性評価実施担当者は、適性評価のための調査に従事する者であることを明らかにするために、適性評価実施担当者証を携帯し、評価対象者、評価対象者の関係者及び公務所等の担当者等に対して、これを提示するものとする。

## 第12 手続の中止

- 1 総務課長は、評価対象者たる総務課職員が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなり、又は統括監察官から第3第3項の規定により評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなった旨の通知を受けたときは、適性評価実施担当者に、当該評価対象者に関する適性評価の手続を直ちに中止させるものとする。この場合において、当該評価対象者が、陸上自衛官、海上自衛官又は航空自衛官であるときは、訓令第5条に規定する適性評価実施責任者にその旨を通知するものとする。
- 2 適性評価実施担当者は、前項の規定に基づき適性評価の手続を中止したときは、その旨を適性評価実施責任者を経て防衛大臣に報告するものとする。
- 3 前項に規定する報告を行った適性評価実施担当者は、訓令第19条第3項の規定に基づき「適性評価結果等通知書（本人用）」の交付を実施するものとする。
- 4 総務課長は、第1項の規定に基づき適性評価の手続を中止したときは、必要に応じ、その旨を統括監察官に通知するものとする。

## 第13 評価結果に係る手続

総務課長は、適性評価に係る調査を終了したときは、当該調査の結果について、適性評価の結果に係る意見を付して防衛監察監に報告を行った上で、訓令第21条第2項に規定する依頼に係る事務を実施するものとする。

## 第14 特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者への結果の通知等

- 1 適性評価実施担当者は、訓令第22条第1項の規定に基づき、「適性評価結果等通知書（本人用）」の交付を実施するものとする。その際、適性評価実施担当者は、適性評価において特定秘密を漏らすおそれがないと認められた評価対象者から訓令第22条第2項に規定する誓約書を徴するものとする。
- 2 適性評価において特定秘密を漏らすおそれがないと認められた評価対象者は、誓約書を適性評価実施担当者に提出するとともに、その写しを総務課長又は統括監察官に提出するものとする。
- 3 総務課長又は統括監察官は、前項に規定する写しの提出を受けるまでの間は、適性評価において特定秘密を漏らすおそれがないと認められた評価対象者に特定秘密の取扱いの業務を行わせてはならない。

## 第15 特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった者への結果の通知等

適性評価実施担当者は、訓令第23条第1項の規定に基づき、「適性評価結果等通知書（本人用）」の交付を実施するものとする。

#### 第16 特定秘密管理者等への結果の通知

適性評価実施担当者は、評価対象者についての適性評価の結果を、当該評価対象者が掲載された候補者名簿を提出した総務課長又は統括監察官に通知するものとする。

#### 第17 苦情受理窓口の指定

訓令第25条に規定する苦情受理窓口は、総務課とする。

#### 第18 苦情の申出等

- 1 総務課長は、訓令第26条第1項に規定する苦情の申出を受けたときは、速やかに同条第2項に規定する事務を実施するものとする。
- 2 防衛監察監は、訓令第26条第3項に規定する決定がなされたときは、同条第4項に規定する苦情処理担当者を総務課職員（苦情申出者に対する適性評価のための調査に直接従事した者を除く。）の中から指名するものとする。
- 3 総務課長は、訓令第26条第3項に規定する決定がなされたときは、同条第6項に規定する通知を実施するものとする。

#### 第19 苦情処理の手続

苦情処理担当者は、訓令第27条第1項から第3項の規定する手続が終了したときは、同条第4項に規定する上申を実施するものとする。

#### 第20 苦情処理結果の通知等

- 1 苦情処理担当者は、訓令第28条第1項の規定に基づき、「苦情処理結果通知書」を苦情申出者に交付するものとする。
- 2 総務課長は、苦情処理の結果、適性評価の手続等が訓令第28条第3項の規定に該当すると認めるときは、適性評価の手続等の改善措置について、防衛監察監の承認を得て、これを講ずるものとする。
- 3 総務課長は、前項の改善措置を講じたときは、防衛監察監にその概要を報告するものとする。
- 4 総務課長は、苦情処理の結果、改めて苦情申出者の適性評価を行う必要があると認める場合には、防衛監察監の承認を得て、苦情申出者の適性評価を実施するものとする。この場合において、適性評価実施担当者は、第9及び第10の規定にかかわらず、質問票及び調査票の提出を求めないことができる。
- 5 総務課長は、前項の適性評価を実施するとき（評価対象者が総務課職員である場合を除く。）は、必要に応じ、その旨を統括監察官に通知するものとする。

## 第2 1 苦情処理手続に準じた措置

防衛監察監、総務課長及び苦情処理担当者は、評価対象者以外の者が申し出た適性評価に関する苦情についても、第17から第20に規定する手続に準じて処理するものとする。

## 第2 2 適性評価実施後の措置

- 1 特定秘密取扱職員の上司等は、当該特定秘密取扱職員について次に掲げる事情があると認めた場合には、速やかにこれを総務課長及び統括監察官に連絡するものとする。この場合において、当該上司等から連絡を受けた統括監察官は、速やかに総務課長に連絡するものとする。
  - (1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと。
  - (2) 罪を犯して検挙されたこと。
  - (3) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと。
  - (4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと。
  - (5) 違法な薬物の所持、使用など薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと。
  - (6) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと。
  - (7) 飲酒により、けんかなどの対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと。
  - (8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと。
  - (9) 特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと。
- 2 前項に規定する連絡又は誓約書に基づき特定秘密取扱職員から前項に掲げる事情がある旨の申出を受けた総務課長は、当該連絡又は申出に係る事情が、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）第12条第1項第3号に規定する事情に該当すると認めるときは、当該職員が特定秘密の取扱いの業務を行うことがないよう必要な措置を講ずることについて防衛監察監の承認を得るものとする。この場合において、防衛監察監が当該職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせる必要があると認めるときは、改めて当該職員についての適性評価を実施しなければならない。
- 3 総務課長は、前項に規定する防衛監察監の承認が得られたときは、必要に応じ、必要な措置を講ずる旨について統括監察官に通知するものとする。
- 4 第1項に規定する連絡又は第2項に規定する申出を受けた総務課長は、当該連絡又は申出に係る事情が、法第12条第1項第3号に規定する事情に該当しないと認めるときは、その旨について防衛監察監の承認を得るとともに、当該連絡又は申出をした者に通知するものとする。

### 第23 適性評価の実施状況の記録

- 1 防衛監察監は、訓令第31条第1項の規定に基づき、職員に対する適性評価の実施状況を把握するために必要な事項を記録する帳簿を作成するものとする。
- 2 前項に規定する帳簿は、総務課に備えるものとする。

### 第24 適合事業者従業者についての適性評価の実施等

- 1 防衛監察本部と保全契約を締結したこと等により特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった適合事業者（以下「適合事業者」という。）の従業者に対する適性評価については、第3から第23に定める規定を準用する。
- 2 訓令第36条に規定する適合事業者の従業員に係る適性評価実施担当者は、第2に定める者とする。